

令和3年(㊄)第449号

債権者ら代理人 弁護士井戸謙一殿

債務者代理人 弁護士小原正敏殿

争点項目案【修正版】の送付について

令和4年4月26日

大阪地方裁判所第1民事部合議係

当事者双方のご意見を踏まえ、令和4年3月7日付け争点項目案を、別添争点項目案【修正版】のとおり修正しましたので、修正箇所を下線等を記載した見え消し版と、その反映版をお送りします。なお、上記のとおり修正した理由の要点は、別紙のとおりです。

当事者双方におかれましては、上記争点項目案【修正版】をご確認の上、令和4年5月16日（次回期日の1週間前）までに、同争点項目案【修正版】の項目ごとに主要な疎明資料を記載した書面を提出して下さい。

ご不明な点がありましたら、以下までご連絡を下さい。

【06-6316-2825 裁判官太田（担当書記官吉井）】

以上

(別紙)

補足説明

- 1 債権者ら修文の「1(1)~(4)」は、債権者らの主張の「総論」とも言うべき部分であるが、必ずしも争いがあるわけではなく、原発の特殊性、深層防護の内容、新規制基準の作成経緯等は前提事実として記載することが考えられるし、争いがある部分は各論の中で扱われているので、項目立てはしなかった。
- 2 債権者ら修文の「2(2)」は、別個独立の争点というよりも、「判断に当たり考慮すべき事情」という位置付けであり、各論全体に係る主張であるといえる。そこで、標題をそのように修正するとともに、「2(1)」として各論の冒頭に移した。そして、債権者らが総論部分で主張していた「高経年化」を最初の項目にした。
- 3 債務者修文の「2(2)ア(ウ)」については、この部分が基準地震動の策定に関する争点に当たるとの債務者の指摘を踏まえて、そのように位置付けた。
- 4 債権者らが指摘する「(債務者に立証責任)」については、本件では判断枠組みにつき当事者間に争いがあるため、元の記載振りを維持した。

以上

令和3年(㊦)第449号

争点項目案【修正版】

令和4年4月26日

大阪地方裁判所第1民事部合議係

債権者ら主張：令和3年4月30日付け準備書面（56）まで

債務者主張：令和4年2月24日付け主張書面（9）まで

第1 被保全権利

1 司法審査の在り方（判断の枠組み）

債権者ら：申立書第10章（100～104頁）

債務者：答弁書第4章（27～37頁）

2 地震等によって重大事故が発生する危険性

(1) 判断に当たり考慮すべき事情

ア 高経年化

債権者ら：申立書第6章、準備書面（1）、準備書面（5）

債務者：主張書面（5）、主張書面（8）

イ 耐震安全性の余裕

債権者ら：申立書第7章第3（54頁）、準備書面（4）第2章第1
（3～12頁）

債務者：主張書面（1）第4章（181～212頁）、主張書面（4）
第2章第1（6～8頁）、主張書面（9）第2章第1（5～18
頁）

(1)(2) 自然的立地条件に関する新規制基準の合理性及び同基準への適合性

ア 原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無

債権者ら：申立書第7章第4（55～60頁）、準備書面（4）第2章第2（12～14頁）

債務者：答弁書第7章第2の4（96～106頁）、主張書面（2）、主張書面（9）第2章第2の1（18～20頁）

イ 基準地震動の策定の合理性

（ア） 内陸地殻内地震の震源位置に関する考慮

債権者ら：申立書第7章第5（60～64頁）、準備書面（4）第2章第3（14～18頁）

債務者：主張書面（1）第3章第1の2（30～75頁）、主張書面（4）第2章第2（8～13頁）、主張書面（9）第2章第2の2（20～23頁）

（イ） 使用する経験式の適切性

債権者ら：申立書第7章第7（66～71頁）、準備書面（2）、準備書面（4）第2章第5（22～37頁）

債務者：主張書面（1）第3章（257～180頁）、主張書面（4）第2章第4（22～65頁）、主張書面（9）第2章第2の4（30～41頁）

ウ（ウ） 繰り返しの地震の考慮

債権者ら：申立書第7章第6（64～66頁）、準備書面（4）第2章第4（18～22頁）

債務者：主張書面（4）第2章第3（13～22頁）、主張書面（9）第2章第2の3（23～30頁）

~~（2） 建造物及び設備についての新規制基準適合性~~

~~ア 耐震安全性の余裕の考慮~~

~~債権者ら：申立書第7章第3（54頁）、準備書面（4）第2章第1（3～12頁）~~

~~債務者：主張書面（1）第4章（181～212頁）、主張書面（4）
第2章第1（6～8頁）、主張書面（9）第2章第1（5～18
頁）~~

~~イ 高経年化による影響等の考慮~~

~~債権者ら：準備書面（1）、準備書面（5）~~

~~債務者：主張書面（5）、主張書面（8）~~

3 避難計画の不備

(1) 避難計画の不備による人格権侵害の具体的危険性

債権者ら：申立書第5章（34～35頁）、同第8章第1（72～80
頁）

債務者：主張書面（3）第2（6～15頁）、主張書面（9）第2章第3
（42～44頁）

(2) 本件避難計画の不備の有無

債権者ら：申立書第8章第2（80～97頁）

債務者：主張書面（3）第3、第4（15～49頁）

第2 保全の必要性

債権者ら：申立書第9章第2（99頁）

債務者：

以上

令和3年(三)第449号

争点項目案【修正版】

令和4年4月26日

大阪地方裁判所第1民事部合議係

債権者ら主張：令和4年3月30日付け準備書面（6）まで

債務者主張：令和4年2月24日付け主張書面（9）まで

第1 被保全権利

1 司法審査の在り方（判断の枠組み）

債権者ら：申立書第10章（100～104頁）

債務者：答弁書第4章（27～37頁）

2 地震等によって重大事故が発生する危険性

(1) 判断に当たり考慮すべき事情

ア 高経年化

債権者ら：申立書第6章、準備書面（1）、準備書面（5）

債務者：主張書面（5）、主張書面（8）

イ 耐震安全性の余裕

債権者ら：申立書第7章第3（54頁）、準備書面（4）第2章第1
（3～12頁）

債務者：主張書面（1）第4章（181～212頁）、主張書面（4）
第2章第1（6～8頁）、主張書面（9）第2章第1（5～18
頁）

(2) 新規制基準の合理性及び同基準への適合性

ア 原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無

債権者ら：申立書第7章第4（55～60頁）、準備書面（4）第2章第2（12～14頁）

債務者：答弁書第7章第2の4（96～106頁）、主張書面（2）、主張書面（9）第2章第2の1（18～20頁）

イ 基準地震動の策定の合理性

（ア） 内陸地殻内地震の震源位置に関する考慮

債権者ら：申立書第7章第5（60～64頁）、準備書面（4）第2章第3（14～18頁）

債務者：主張書面（1）第3章第1の2（30～75頁）、主張書面（4）第2章第2（8～13頁）、主張書面（9）第2章第2の2（20～23頁）

（イ） 使用する経験式の適切性

債権者ら：申立書第7章第7（66～71頁）、準備書面（2）、準備書面（4）第2章第5（22～37頁）

債務者：主張書面（1）第3章（25～180頁）、主張書面（4）第2章第4（22～65頁）、主張書面（9）第2章第2の4（30～41頁）

（ウ） 繰り返しの地震の考慮

債権者ら：申立書第7章第6（64～66頁）、準備書面（4）第2章第4（18～22頁）

債務者：主張書面（4）第2章第3（13～22頁）、主張書面（9）第2章第2の3（23～30頁）

3 避難計画の不備

（1） 避難計画の不備による人格権侵害の具体的危険性

債権者ら：申立書第5章（34～35頁）、同第8章第1（72～80頁）

債務者：主張書面（3）第2（6～15頁）、主張書面（9）第2章第3
（42～44頁）

(2) 本件避難計画の不備の有無

債権者ら：申立書第8章第2（80～97頁）

債務者：主張書面（3）第3、第4（15～49頁）

第2 保全の必要性

債権者ら：申立書第9章第2（99頁）

債務者：

以上